

障がい学生支援ガイドライン

大学は、多様な学生が自らの意志で学び、自由に真理を探究することを通じて、誰もが生き生きと成長できる場でなければなりません。そのためには、どのような学生にも平等な学究の機会が提供されることが不可欠です。障がいのある学生も、大学における修学環境の中で、平等な学びの機会を妨げる障壁に遭遇することがあります。こうした修学上の障壁を可能な限り取り除く支援や調整（合理的配慮）を実施することで、すべての学生に平等な学びの機会を提供していくことは、2014年に批准された「障害者の権利に関する条約」を受けて、2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「差別解消法」という。）にも明記された大学の重要な使命です。

名城大学（以下「本学」という。）では、立学の精神である「穏健中正」で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成することを掲げており、上記の使命を遂行するために、①平等な学びの機会の提供、②卒業後を見据えた自立の支援、③支援活動への参加を通じた全ての学生の成長促進という三つの理念を柱にして、障がいのある学生の支援に取り組みます。

第1章 本ガイドラインの目的と基本方針

（目的）

第1条 本ガイドラインは、障がいのある学生の修学上の諸問題に対して、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、差別解消法（平成25年法律第65号）等に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定）に即して、本学における障がい学生支援について適切に対応するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 本学は、障がい学生支援センター（以下「本センター」という。）、各学部・研究科、保健センター等の関係部局間の連携を密にし、障がいのある学生に対する支援活動が円滑に進むように、全学的に取り組む。

- 2 障がいのある学生に対しては、障がいの特性、種類、程度などが様々であり、柔軟な対応が求められることから、本学は、個々の障がいのある学生にとって必要かつ可能な支援及び支援の継続的な改善に取り組む。

第2章 用語の定義

（用語の定義）

第3条 障がいのある学生とは、障害者基本法、差別解消法、その他法令が規定する者、すなわち、心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、いわゆる障害者手帳の所持者に限らない。

- 2 不当な差別的取扱いとは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がい者の権利利益を侵害することをいう。なお、障がい者の事実上の平等を促進し、又は障がい者の活動を達成するための必要な特別の措置は、その限りではない。

- 3 合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有

し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

第3章 本学の責務

(本学の責務)

第4条 本学は、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 本学における教育・研究、その他本学が行う活動全般について、障がいのある学生に対して、機会の提供を拒否すること、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がいのない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある学生の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

第6条 本学は、教育・研究の本質の変更（例えば、到達基準の変更など）を伴わず、均衡を失した又は過重な負担にならない限り、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう合理的配慮を提供しなければならない。

2 合理的配慮の提供は、障がいのある学生が現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明した場合に行うものとする。

(過重な負担)

第7条 前条の過重な負担については、個別の事案ごとに、次の各号に掲げる要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的に検討を行い判断するものとし、過重な負担に当たると判断される場合には、本センターは、障がいのある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育・研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

(障がい学生支援に関する情報の提供)

第8条 本学は教職員及び学生を対象にして、障がいがある学生への支援に係る情報を提供し、及び研修の機会を設けなければならない。

第4章 支援の実施に関わる手続き

(支援の対象)

第9条 本学が行う支援の対象は次に掲げるものとする。

- (1) 本学に入学を希望する者
- (2) 本学に在籍する学部生及び大学院生
- (3) 本学に在籍する科目等履修生及び研究生
- (4) 大学間協定等により本学で学ぶ者

(支援の申し出)

第10条 障がいのある学生は、学生の在籍中のみならず入学前にも、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、本センターが受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行う。

(支援計画の協議)

第11条 本センターは、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と支援計画を協議する。

(合意の形成と建設的な対話)

第12条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。本センターは、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

2 合意形成が不調の場合、障がい学生支援センター委員会に設置されている障がい学生支援に係る調整部会が、建設的対話を進め、合意形成を図るものとする。

(部局間等の連携・調整)

第13条 本センターは、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部局間の連携・調整を図るとともに、必要に応じて学外機関との連携を行うものとする。

(相談対応)

第14条 障がいのある学生からの相談に的確に応じるための相談窓口は、本センターとする。

2 障がいのある学生は、以下の部局を通じて本センターに相談を申し出ることができる。

- (1) 保健センター
- (2) 学生相談室
- (3) 学務センター
- (4) 国際化推進センター
- (5) 所属学部又は研究科等

3 本センターは、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がいのある学生及び教職員等からの相談に的確に応じ、具体的支援の課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第15条 具体的支援に係る事務は、本センター及び障がいのある学生が所属する学部等が協働して

処理する。

第5章 紛争の防止及び解決

（紛争解決のための体制の整備）

第16条 障がいのある学生は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いについて、及び合理的配慮の不提供に関して、第12条に定める調整部会の合意形成が不調の場合は、相談窓口（保健センター・相談員）を通じて、人権委員会に申し立てることができる。

（補足）

第17条 このガイドラインに定めるもののほか、ガイドラインの実施に必要な事項については、障がい学生支援センター委員会が定めることができる。

附 則

このガイドラインは、平成29年11月24日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。